

農連市場再開発違法行為について若干伝えたいこと

那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合を「事業組合」、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律を「密集市街地整備法」と呼んで話を進めよう。

事業組合の設立認可、施行認可、事業計画決定・認可の公告は「密集市街地整備事業の第191条第2項各号に定める公告」と表現され、その実質は事業計画が確定したことの公告を意味するが（201条）、その時の権利変換手続き開始の登記は防災街区整備事業の開始を知らせ、同時に権利変換手続きの開始を知らせる登記である。事業計画の公告等は非常に重大な意味を持つ。またこの公告は事業組合に対し土地調書および物件調書の作成（199条）が義務付けられることとなる。

ところが、現実には登記は一切行われていない。平成26年5月30日県知事による設立認可が下ろされただけであり、事業計画認可もなく、防災事業認可もなかったことに注意しよう。

なんと、事業計画が認可縦覧されたのは27年6月初旬、権利変換計画の認可は27年7月下旬となっているのだ。

しかも権利変換計画は2週間縦覧に附された。その中身は平成22年10月から平成23年までに間瀬コンサルタントとアール・アイ・エーが調査した資料を平成27年に調査したように書き換え、土地調書と物件調書を作成していた。

その量が余りにも膨大なため関係権利者が多数にのぼる建物の物件調書と「多数の筆を所有する者の所有地の土地調書・物件調書」と題する2通の文書を用意し、「膨大な人数のため、調書作成に要する時間、事務手続きが事業進捗を阻害する恐れがある」ので省略した、というのである。この文書2通のコピーは後日、提出する。

以上は明らかに違法行為であり、農連市場整備事業組合は違法団体であり、上原正稔と嘉数安夫に仮処分によってその居住権や所有権ましてや建物を破壊する資格はないことを指摘しておこう。その他、数多くの違法行為については弁護士と協議して準備書面として提出することになるろう。

上原正稔
嘉数安夫